

大阪市規則第29号

大阪市北区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市北区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第168号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(所長等) 第2条 [略] [2～4 略] 5 前項の所長を補助する組織は、区役所の <u>福祉課、子育て・教育課、生活支援課及び健康課</u> をもって充て、同項の所長を補助する職は、区役所の医務主幹、保健主幹、医務副主幹及び保健副主幹をもって充てる。	(所長等) 第2条 [同左] [2～4 同左] 5 前項の所長を補助する組織は、区役所の <u>福祉課、生活支援課及び健康課</u> をもって充て、同項の所長を補助する職は、区役所の医務主幹、保健主幹、医務副主幹及び保健副主幹をもって充てる。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。